|  |  |
| --- | --- |
| 申請者No. |  |

第５号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浜松市●●第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 令和　　 年　 月　 日

　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　浜松市長　中　野　祐　介

補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付で交付申請のあった浜松市中小事業者等省エネ設備導入事業費補助金について、要綱第８条第１項の規定に基づき、下記の補助金額を交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金 | 拾万 | 万 | 千 | 百  ０ | 拾  ０ | 円  ０ |

　なお、要綱第９条及び浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号）の規定により、次

の条件を付すこととする。

条　件

（1）補助事業により取得した財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和

４０年大蔵省令第１５号）で定められている耐用年数等を経過するまで、市長の承認を受

けないで補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、

取壊し又は廃棄してはならない。定められた期間内において取得した財産等を処分しよう

とするときには、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

（2）補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこ

れらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後前項の期間保管しておかなければ

ならない。

（3）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場

合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（4）補助事業者は、規則第１７条第１項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補

助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第

１８条の２の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

（5）補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付し

ない場合、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を

一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

（6）浜松市補助金交付規則及び要綱を遵守すること。

以上